

第 6649 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 3月 26日 金曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 妻名義の生命保険料控除証明書

Q : 妻が契約者になっている生命保険があります。保険料は私が払っていますが、生命保険料控除は誰が受けられますか？

A : あなたの生命保険料控除の対象にすることができます。

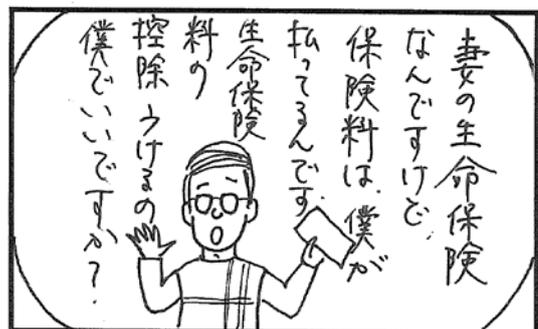
【解説】

生命保険料控除は、居住者が一定の生命保険契約等に係る保険料又は掛金を支払った場合に総所得金額等から控除することができることとなっています。

この生命保険契約等については、その保険金等の受取人の全てがその保険料等の払込みをする者又はその配偶者その他の親族(個人年金保険契約等である場合は、払込みをする者又はその配偶者)でなければなりません、必ずしも払込みをする者が保険契約者でなければならないというわけではありません。

したがって、一般的には保険契約者が保険料を支払いますが、お尋ねのように契約者の配偶者が保険料を支払っている場合は、その支払ったことを明らかにすれば、支払った者の生命保険料控除の対象とすることが認められます。

なお、保険料を誰が負担するかによって、将来受け取る保険金の課税関係が異なりますので(贈与税又は一時所得として課税が生じる)、その点に注意しておいてください。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】